

国民年金の財政について

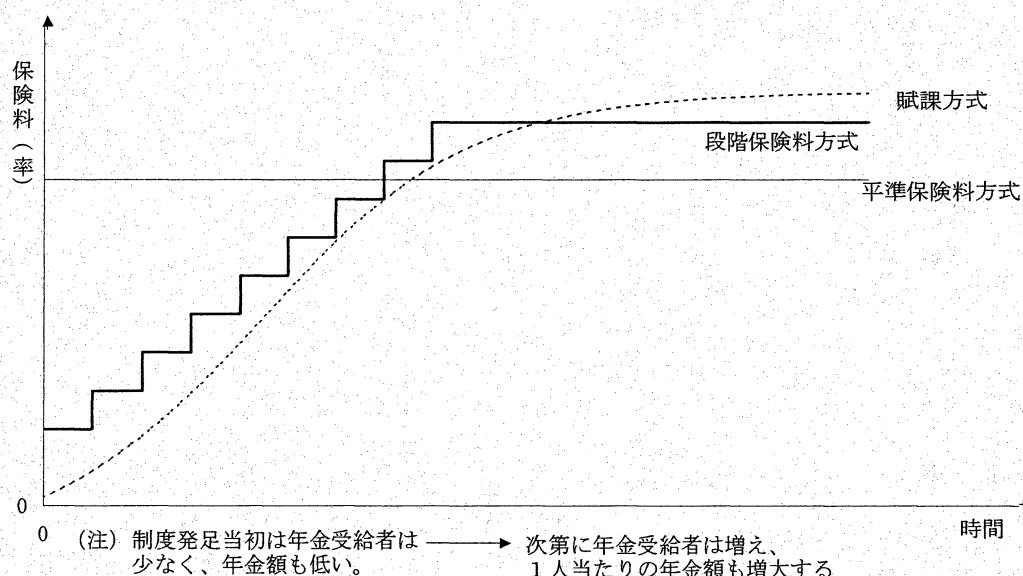
I. 国民年金の財政方式

国民年金においては、保険料率を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。国民年金より歴史の古い厚生年金の場合、昭和17（1942）年の制度発足当初（当時は労働者年金保険）には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料率とは、将来にわたって一定率で収支均衡が図られるような保険料率のことである。しかし、戦後の昭和23（1948）年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29（1954）年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく保険料率の将来見通しを作成しすることとなった。

昭和48（1973）年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しが作成され、この将来見通しに基づいて保険料率が設定されることとなった。

国民年金の場合も、制度発足当初の昭和36（1961）年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金（ここでは、自営業者等の第1号被保険者に係る国民年金勘定をいう。）等の各制度は、将来の支出に備え、賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

年金の財政方式



平成16(2004)年の改正では、保険料水準を段階的に引き上げて、平成29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方

式についても、保険料水準の引き上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料が引き上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

国民年金は、現在の積立金水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成16(2004)年の改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

II. 国民年金の財政見通し（平成 16(2004)年財政再計算）

（１）前提条件

平成 16（2004）年の法改正後の制度を前提とし、以下のような前提に基づいている。

① 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

- ・ 「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」の中位推計を使用。

< 中位推計の前提 >

合計特殊出生率		平均寿命	
平成 12(2000)年 (実績)	平成 62(2050)年	平成 12(2000)年 (実績)	平成 62(2050)年
1.36	→ 1.39	男：77.64 年 → 80.95 年 女：84.62 年 → 89.22 年	

② 労働力率の前提

- ・ 「労働力率の見通し」（平成 14 年 7 月職業安定局推計）を使用。推計期間は 2025 年までであるため、以降は 2025 年の数値で一定としている。

	平成 13(2001)年 (実績)	平成 62(2050)年
男性 60～64 歳	72.0% →	85.0%
女性 30～34 歳	58.8% →	65.0%

③ 経済前提

(a) 物価上昇率

- ・ 平成 20(2008)年までは「改革と展望－2003 年度改定」に準拠。
- ・ 平成 21(2009)年度以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年（昭和 58～平成 14（1983～2002）年）平均が 1.0%であること及び「改革と展望－2003 年度改定」において平成 16～20（2004～2008）年度平均の消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定。

(b) 賃金上昇率、運用利回り

- ・ 平成 16（2004）～20（2008）年度は「改革と展望－2003 年度改定」に準拠。